

【アメリカ】ロシアの人権侵害に対する制裁

「ロシア及びモルドヴァに対するジャクソン=バニック条項の廃止及びセルゲイ・マグニツキー法の支配責任法」が、2012年12月14日、大統領署名により成立した(P.L.112-208)。ジャクソン=バニック条項とは、1974年通商法(P.L.93-618)の規定で、当時、ソ連が国内のユダヤ人の海外移住を制限していたことに対する制裁を目的として、ソ連に最恵国待遇を与えないことを定めたものである。2012年8月、ロシアがWTOに加盟したことにより、同条項がロシアとの通商において、アメリカに不利益をもたらすとし、廃止を求める声が上がった。しかし、ロシアで依然として続く各種の人権侵害を問題視する議員が、同条項の廃止に反対の立場を取っていたため、同条項の廃止と併せ、ロシアにおいて拷問等の人権侵害を行った者のアメリカにおける資産の凍結やアメリカへの入国拒否を明文で規定するセルゲイ・マグニツキー法を抱き合わせて、同条項の廃止が議会で可決された。ロシアは、アメリカのこの動きに激しく反発し、2012年12月にディマ・ヤコヴレフ法を制定した(本号【ロシア】[立法情報]を参照)。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】欧州委員会の2013年作業計画

欧州委員会は、2012年10月23日、政策文書「欧州委員会作業計画2013」を採択した(COM(2012)629 final)。2013年の最重要課題は、経済危機に取り組み欧州連合(EU)を持続的成長の道に戻すことであるとし、主要政策分野として、①真の経済通貨同盟に向けた基盤構築、②単一市場及び産業政策による競争力の強化、③競争に必要な明日のネットワークの構築、④雇用を保障する成長、⑤より良い競争を促す資源の有効活用と再利用、⑥安全な欧州の確立、⑦EUの規模に相応しい国際的な役割遂行の7つを挙げ、その目的を要約し、現状における不足事項を示し、今後とるべき行動を提案している。当該政策文書の附表においては、立法提案を含む具体的な行動に関し、附表Iに、欧州委員会の2014年10月末までの任期を念頭に、2013年から2014年前半までに提案する58の行動を、附表IIには手続の簡素化や規制の負荷の削減を行う18の行動を、附表IIIには、提案したものの意義が希薄となった14の立法提案の撤回リストを掲げている。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】金融取引税導入指令案:賛成国に限定して適用する修正

欧州委員会は、欧州連合(EU)域内の金融機関が行う金融商品や金融派生商品の取引について、額に応じた税を課す金融取引税を2014年から導入する理事会指令の提案を2011年9月に行っていた(本誌No.249-2, p.24.参照)。成立には、理事会の全会一致が必要であるが、大金融街を抱える英国等の国々が反対している。そこで、賛成国が、EUの基本条約に規定する「強化された協力」(合理的な期間内にEU全体の調整が困難で一定条件を満たす場合に、その参加国のみを拘束する法規を制定する手続(本誌No.244-1/2, pp.10-11.参照))の適用を2012年秋に欧州委員会に申請した。同委員会は、審査の上、2012年10月25日、金融取引税分野の強化された協力を認める理事会決定を提案(COM(2012)631)し、理事会の特定多数による決議に先立って、欧州議会は、12月12日、これを承認した。理事会の承認後は、指令案の理事会審議には全加盟国が参加できるが、議決権は協力参加国(現在11か国)に限定される。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】第7次環境行動計画の提案

欧州委員会は、2012年11月29日、欧州連合（EU）の2020年までの環境行動計画「限りある私たちの惑星の上で健康に生きる」に関する欧州議会及び理事会決定の提案を行った（COM(2012)710, 2012/337/COD）。環境行動計画は、EUの機能に関する条約第192条の規定に基づいて制定されるもので、同案は、2012年7月に期限が切れた第6次環境行動計画に代わる第7次計画に相当する。これは、汚染者責任原則、予防原則等に基づいて、①EUの自然資産の保護、保全及び充実、②競争力があり資源効率の高い低炭素経済への誘導、③市民の健康や福祉の環境関連の脅威からの保護、④EU環境関係法令の効果の最大化、⑤環境政策の必要性の裏付けの強化、⑥環境及び気候関連政策への費用効率の高い投資の確保、⑦環境政策とその他の分野の政策との統合及び政策間の整合性の確保、⑧環境に対する影響力の強い都市部の環境的持続可能性の強化、⑨地域及び国際的な環境問題への取り組み、の9つの優先目標を掲げて内容を展開している。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【ドイツ】保安監置による収容を改善する刑法典の改正

保安監置は、再犯のおそれが高い者を自由刑の執行後も施設に収容する制度である。連邦憲法裁判所は、2011年5月の判決において、立法府に対して、保安監置による収容を刑の執行と区別するための法改正を義務付けた。これを受けて、刑法典等が改正され（BGBl. I 2012 S.2425）、2013年6月1日に施行される。この改正により、保安監置収容施設においては、収容者の包括的な観察及び収容計画に基づいて、各収容者に適した精神療法又は社会療法を集中的に行うこと、治療は、再犯のおそれを減じ、保安監置をできる限り早く終了することを目的としなければならないこと、収容においては収容者にとっての負担をできる限り軽減し、安全が保障される範囲内において、通常の生活に近い環境を提供しなければならないこと、収容施設は、刑事収容施設とは別の建物としなければならないこと等が定められた（刑法典第66c条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】電力及びガスの卸売市場の監視

電力及びガスの卸売市場における価格形成を透明化し、競争を促進するため競争制限禁止法等が改正され（BGBl. I S.2403）、一部を除き、2012年12月12日に施行された。この改正により、連邦ネットワーク庁に、電力及びガスの卸売市場における取引を常時監視する市場取引監視所（Markttransparenzstelle）が設けられる。市場取引監視所の事務は、連邦ネットワーク庁と連邦カルテル庁が共同で遂行する。市場取引監視所は、電力及びガスの卸売業者や電力供給事業者等から情報を収集し、分析して、卸売市場の価格形成における法令違反の有無を監視する。法令違反の場合の罰則規定も設けられた。また、連邦カルテル庁には、ガソリンスタンドにおけるガソリンの小売価格の公正を期するための市場取引監視所が設けられる。ガソリンスタンド事業者は、小売価格を変更する場合には、直ちに市場取引監視所にこれを報告する義務を負うことになった。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 家庭育児手当の導入

2008年に、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）の大連立政権下において、保育施設を拡充する内容の法律が制定された（BGBl. I 2008 S.2403）。同法は、2013年8月以降、1歳以上3歳未満の児童に対して保育施設に入所する法的請求権を与えたが、その際、家庭育児手当（Betreuungsgeld）を導入することが、政党間の協議により合意された。これを受けて、家庭育児手当は、2009年のCDU/CSUと自由民主党（FDP）との連立協定にも盛り込まれた。その結果、家庭育児手当を導入する法律が2012年11月に連邦議会、12月に連邦参議院を通過した（2013年8月1日施行）。同法により、連邦親手当・親時間法が改正される。家庭育児手当は、1歳又は2歳の子を保育施設に預けずに、家庭で養育する者が受給することができ、その場合、2014年7月までは、子1人につき毎月100ユーロが支払われ、その後は150ユーロが支払われるとされた（連邦親手当・親時間法第4a条～第4d条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【韓国】 印鑑登録制度に代わる新しい制度の導入

韓国では1914年に印鑑登録制度が導入され、その後1961年に制定された印鑑証明法の規定により、同制度が今日まで運用されている。2010年現在、国民の68%に相当する3419万人の印鑑が登録されており、毎年4200万通以上の印鑑証明書が発行されている。しかし、印鑑作成に伴う経済的負担、印鑑紛失のおそれ、印鑑偽造による被害等の問題点が指摘されるとともに、円滑な経済活動のための新しい制度の必要性が議論され、2012年2月1日、「本人署名事実確認等に関する法律」が制定された（一部条項を除き同年12月1日施行）。新制度では、あらかじめ役所に出向いて署名を登録しておく、後日、必要なときに、印鑑証明書と同じ効力を有する「本人署名事実確認書」の発給を受けることができ、同確認書を印鑑証明書の代わりに用いることができる。発給対象には登録外国人も含まれる。なお、新制度導入後も印鑑登録制度は廃止されず、両制度が併存する。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 特許侵害訴訟に係る弁理士の訴訟代理権

韓国における弁理士の訴訟代理権については、弁理士法第8条において「弁理士は、特許、実用新案、意匠又は商標に関する事項の訴訟代理人になることができる」と定められている。一見、審決取消訴訟と特許侵害訴訟の両方の代理権を有すると解釈する余地があるが、実際には民事訴訟法第87条の規定（法律の定めによるもののほかは弁護士でなければ訴訟代理人になれない）との関係から、審決取消訴訟の代理権のみ認められている。2012年8月23日、弁理士の訴訟代理権の制限に関する憲法訴願審判において憲法裁判所は合憲決定を下し、続けて同年10月25日、大法院（最高裁判所）も弁理士を特許侵害訴訟の代理人とした上告を却下したため、現行法の下での弁理士の特許侵害訴訟代理権は完全に否定された。ただし、憲法裁判所において、立法措置により弁護士との共同訴訟代理権を認めるのが望ましいとの補足意見が付された。今後、大韓弁理士会は、法改正による共同訴訟代理権の獲得を目指す方針である。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】自動車の事故記録装置(EDR)の情報公開を義務付ける法改正

近年、韓国において、自動車の急発進等による事故が問題になっている。事故原因を解明する手段として、飛行機のブラックボックスに相当する事故記録装置（Event Data Recorder：EDR）の活用が有力視されており、実際に、現在韓国で製造される自動車の多くには EDR が設置されているといわれる。ところが、自動車会社ごとに記録内容に違いがある上、自動車会社が記録の公開に消極的で、十分に活用されてこなかったと指摘されている。2012年12月18日、「自動車管理法一部改正法律」が公布され、自動車会社、販売会社等が自動車に EDR を設置したときは、設置事実の購入者への通知及び所有者等の要求に応じた記録内容の提供が義務付けられ、設置基準等も定められた。設置自体を義務化する法案も審議されたが、今回の法改正では見送られた。改正条項は公布から3年後に施行される。なお、現在国会には、映像記録装置の設置を義務付ける「交通安全法一部改正法律案」も発議されている。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】インターネット上での情報保護の強化

2012年12月28日の第11期全人代常務委員会第30回会議で、「インターネット情報保護の強化に関する決定」（法律に相当）が決議され、同日公布、施行された。国民の個人情報の違法収集や流出、個人情報を利用した詐欺事件の増加等を受けて、インターネット（以下「ネット」）上での情報保護、国民や企業等の権利の保障、国の安全及び社会の公共の利益の維持を目的とし、ネットサービス提供事業者等（以下「事業者」）に情報管理の義務を課すものである。同決定は、事業者が個人情報を収集・利用する場合には、目的等を明示し、被収集者の同意を得ること、これらの情報の秘密を保持することを定め、情報の改ざん、漏洩、違法な売買等を禁止する。また、事業者は、ネット接続や情報発信サービス等の契約時に、利用者に対し身元情報の提供を要求し、法規により禁止されている情報を発見した場合には、その伝送の停止や削除、関連行政部門への報告を行う等利用者の発信情報の管理を強化しなければならないとしている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】労働契約法の改正

2012年12月28日の第11期全人代常務委員会第30回会議で、労働契約法が改正され、同日の公布を経て2013年7月1日に施行される（主席令第73号）。中国では、2008年の同法の施行により、短期労働契約から長期の又は期間を定めない労働契約への移行が義務付けられたことから、企業が労働者の直接雇用を回避した結果、派遣労働者が急増し、低賃金等の問題が深刻化していた。派遣労働者保護の強化を目的とする今回の改正では、労働者派遣企業の設立要件の厳格化、派遣先は、同一労働同一賃金の原則を遵守し、派遣労働者に対し正規労働者との賃金を払うこと、これを派遣企業と派遣労働者との労働契約及び同企業と派遣先との労務派遣契約に明記すること、派遣労働は補充的な労働形態であり、臨時的、補助的、代替的な業務においてのみ実施すべきで、臨時的業務への雇用は6か月を超えてはならないこと、企業等は今後国务院の労働行政部門が定める比率を超えて派遣労働者を雇用してはならないこと等を定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【オーストラリア】院内報道関連活動規則の制定

2012年11月28日、連邦議会両院議長が標記の規則を制定した。議会区域の統制と管理を定めた1988年議会区域法第6条に基づく新規則は、上院、下院及び両院合同審議中継委員会それぞれの関連決議と併せて運用される。2008年12月に制定された写真等撮影指針に代わって2013年2月5日から施行される。新規則は、①議会の公開性と近づきやすさの向上、②議会審議の公正で正確な報道の促進、③議員及び議会職員並びに参観者のプライバシーの尊重、④議会の活動又は議員及び議会職員の職務遂行を妨げないという4原則を掲げる。2008年指針との主な違いは4点で、第1に、報道関連活動が禁止される場所、制限される場所及び許容される場所の3つの明確化。第2に、審議の中継画像又は静止画像のデジタル加工の禁止。第3に、風刺や嘲笑目的での審議の撮影及びその静止画像利用に関する規制の廃止。第4に、規則に違反した者に対する罰則（例えば、違反のあった週内の院内立入禁止措置等）規定の新設である。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】企業過失に関する個人責任改革法の制定

従来は州ごとに異なっていた企業の過失行為に関する企業経営幹部の刑事及び民事の責任を、連邦各州政府間協議会（COAG）で合意された経営幹部責任改革方針に沿って、全国一律の枠組に統一するため、標記の法律が2012年12月10日に制定・施行された。同法は14本の現行法を改正するもので、主な改正は次のとおりである。第1に2001年会社法第188条の経営幹部の責任に関する罰則規定を改め、会社から特定の委任がない場合は、刑罰ではなく民事制裁金を課すことにする。第2に1975年外国企業買収規制法第31条の規定を明確化し、経営幹部の義務の不履行も刑事罰の対象にしていた従来の規定を法律違反行為の承認又は許容の場合のみに限定する。第3に2011年国家職業教育訓練規制局法の登録職業訓練会社の経営幹部の個人責任を定めた第133条を改め、違反行為があっても、組織として関与し、経営幹部が違反を知っており、当該行為に影響力を行使しかつ可能な義務を尽くさなかった場合にのみ個人責任を認める。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】北部準州への米海兵隊配備の影響に関する報告書

2011年11月、豪米両政府首脳によりオーストラリア北部準州のダーウィンへの米海兵隊部隊のローテーション配備が発表され、2012年4月から段階的な配備が始まった。最終的に2017年までに2,500人の米海兵隊が配備される予定で、配備が北部準州の地域社会に与える影響を評価する豪国防省の委託報告書が2012年8月に公表された。この報告書は2013年までに配備予定の250人規模の部隊のローテーション配備の影響評価である。北部準州政府が決めた10分野計29種の個別指標（例えば、地域社会の安全分野では飲酒関連の反社会行為、性犯罪、交通の3指標）に基づいて影響が評価され、性犯罪で中度の危険、その他6指標で低度の危険があるとされたが、初期の小規模の配備を前提にするため、全体として社会的影響は最小限にとどまるとの結論であった。連邦政府内部の結論ながら、米海兵隊の豪州配備計画に現時点で支障はなく、これが沖縄を含む太平洋地域の米海兵隊の再編計画に影響を与える可能性は低いだろう。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【シンガポール】人工妊娠中絶法の改正

2012年11月30日、人工妊娠中絶法改正法が施行された。1970年人工妊娠中絶法は、家族計画のための妊娠中絶を合法化した。今回の主な改正点は、第1に2008年知的能力法で規定された知的障害者に関する人工妊娠中絶手続が盛り込まれことである。知的障害者の当該手続については、非婚の場合には親又は保護者、既婚の場合には配偶者の同意が必要となることがあり、当該手続が本人の最善の利益に必要なことを医師が確認しなければならない。第2は、同法違反に対する罰則の強化である。患者の秘密を漏らした場合の罰金が2,000ドル（約14万円）以下から1万ドル（約72万円）以下に、患者の意思に反して妊娠中絶を行った場合の罰金が5,000ドル（約36万円）以下から1万ドル以下に引き上げられた。第3は、男女の不妊手術に対する保健相の許可の廃止である。ただし、私立病院及び診療所法又は医療登録法の下で許可を受けた病院等で処置しなければならない。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

【ベトナム】政府幹部等の信任投票に関する国会決議の施行

2012年11月20日、国会及び人民評議会（地方議会に相当する国家機関）におけるその指名権又は人事承認権を有する者に対する信任投票に関する国会決議（法規の1種）が制定され、2013年2月1日に施行された。信任投票の対象者は、国会では、国家主席、国会議長、首相、閣僚、最高人民裁判所長官等、人民評議会では、人民評議会議長、人民委員会（地方政府に相当する国家機関）の委員長等である。対象者の任期は全て5年であるが、任期2年目から毎年国会及び人民評議会において、「高い信任」、「信任」又は「低い信任」の3つのいずれかを選択する信任投票が行なわれる。信任投票により、全議員の3分の2以上が「低い信任」とした場合又は2年連続でその過半数が「低い信任」とした場合は、国会又は人民評議会において議論した後、「信任」又は「不信任」のいずれかを選択する信任投票が行われる。その過半数が不信任とした者は、解任され又は罷免される。

（海外立法情報課・遠藤 聡）